

仕 様 書

ここに明記されていない事項については、発注者と物品供給人が協議の上、決定するものとする。

記

1 道が交換により取得する車両

車体の形状	貨物兼乗用自動車（バンタイプ）
年式	令和2年式（新規登録に限る）
駆動方式	4WD
変速機	AT（4速以上）又はCVT
乗車定員	5名
車両総重量	2トン未満
総排気量	1,400cc～1,800cc
使用燃料	無鉛レギュラーガソリン
環境対応	表1の当該区分の排出ガス基準に適合し、表2の当該区分の燃費基準値を満たすこと。
車体色	ホワイト
装備品及び付属品	ABS
	エアバッグ（運転席・助手席）
	パワーステアリング
	UVカットガラス（全ドア分一式）
	ワイヤレスドアロックリモコン
	カークロック
	集中ドアロック（バックドア連動）
	ハイマウントストップランプ
	サンバイザー（運転席・助手席）
	リヤワイパー
	エアコン
	AM/FMラジオ
	標準工具（一式）
	スペアタイヤ（1本）
グリーンマット（フロア・荷室用防水マット）	
その他	寒冷地仕様車であること。 「道路運送車両法の保安基準」により取付を義務付けられている装備については、当然に取り付けられているものであること。
	登録に要する自賠責保険料、自動車重量税及びリサイクル費用は契約者が代納し、交換差金とともに請求すること。
数量	1台
納入場所	網走家畜保健衛生所（北見市大正323番地5）

2 道が交換により引き渡す車両

登録番号	北見 400 さ 5941
車体の形状	貨物兼乗用自動車
メーカー名及び車種名	トヨタ プロボックス
車台番号	NCP55-0009676
年式	平成15年式(UB-NCP55V)
排気量	1,490cc
走行距離	175,142 km (令和2年4月9日現在)
車検有効期間満了日	令和2年4月29日
自賠責保険有効期間満了日	令和2年4月30日
数量	1台
引渡場所	網走家畜保健衛生所(北見市大正323番地5)

<表1 ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準>

区 分		一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
小型バス(1.7t以下) 軽量貨物車	JC08モード	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス(1.7t超) 中量貨物車	JC08モード	2.55g/km以下	0.025g/km以下	0.035g/km以下
	WLTCモード	2.55g/km以下	0.075g/km以下	0.035g/km以下

備考) 1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。

2 「軽量貨物車」とは、車両総重量1.7t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

3 「中量貨物車」とは、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

4 排出ガスの測定モードに即しJC08モード又はWLTCモードのいずれかを満たすこと。

<表2 ガソリン小型貨物車に係るJC08モード燃費基準>

自動車の種別	変速装置の方式	区 分		燃費基準値
		車両重量	自動車の構造	
軽量貨物車		1,081kg未満		17.4km/L以上
		1,081kg以上1,196kg未満		15.8km/L以上
		1,196kg以上		14.7km/L以上
中量貨物車	手動式以外のもの	1,311kg未満	構造A	13.3km/L以上
		1,311kg以上		12.7km/L以上
		1,311kg未満	構造B1	10.9km/L以上
			構造B2	10.5km/L以上
		1,311kg以上1,421kg未満	構造B1	9.8km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造B1	9.6km/L以上
			構造B2	8.9km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造B1	9.4km/L以上
			構造B2	8.6km/L以上
		1,651kg以上	構造B2	7.9km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造B1	9.1km/L以上
1,761kg以上1,871kg未満	8.8km/L以上			
1,871kg以上	8.5km/L以上			

- 備考) 1 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 6 号に規定する空車状態における車両の重量をいう。
- 2 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれも該当する構造をいう。
- ア 最大積載量を車輛総重量で除した値が 0.3 以下となるものであること。
 - イ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
 - ウ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。
- 3 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。
- 4 「構造 B 1」とは、構造 B のうち備考 2 イに掲げる要件に該当する構造をいう。
- 5 「構造 B 2」とは、構造 B のうち構造 B 1 以外の構造をいう。